

生駒市医療介護連携ネットワーク協議会  
令和5年度 第1回 認知症対策部会 会議次第

日 時 令和5年7月18日（火）

午後2時00分開会

場 所 メディカルセンター3階研修室

1 開 会

2 案 件

- (1) 令和5年度スケジュール案について
- (2) かかりつけ医対応力向上研修の周知および修了医師との連携
- (3) 認知症に関する研修の検討（多職種連携研修会）
- (4) その他  
認知症月間に開催予定の認知症カフェについて  
※グループワーク

3 閉 会

【事前配布資料】

- (資料1) 認知症対策部会員名簿
- (資料2) これまでの取り組みと今後について（グループワークまとめ）
- (資料3) 認知症対策部会令和5年度スケジュール(案)
- (資料4) 一般市民向けフォーラムについて（案）
- (資料5) かかりつけ医認知症対応力向上研修と認知症サポート医について
- (資料6) 多職種連携研修会（案）について
- (資料7) 令和5年度「認知症の日」に関連した啓発について（案）
- (資料8) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

## 生駒市医療介護連携ネットワーク協議会

## 令和5年度 認知症対策部会員名簿

(敬称略。順不同)

氏名	役職等	関係機関名
山上 正仁	一般社団法人生駒市医師会	生駒市医師会
森川 裕子	近畿大学奈良病院 患者支援センター主任	生駒市内病院
徐 典代	医療法人和幸会阪奈中央病院 リハビリ科 作業療法士副技師長	生駒市内病院
川田 和弘	医療法人社団松下会白庭病院 副院長	生駒市内病院
中溝 辰男	生駒市歯科医師会 相談役	生駒市歯科医師会
古田 佳子	有限会社アール アール薬局生駒駅前南 店	生駒地区薬剤師会
新谷 由美	一般社団法人イーデンホール 訪問看護ステーションくるみ 管理者	訪問看護ステーション
小津 典恵	生駒市メディカル地域包括支援センター	地域包括支援センター
中田 エミ子	社会福祉法人 宝山寺事業団 居宅介護支援センター延寿 主任	居宅介護支援事業所
中村 幸子	(福) 生駒市社会福祉協議会	訪問介護事業所
山内 昌子	奈良県郡山保健所 健康増進課 係長	郡山保健所
竹田 幸代	グループホームさくら 施設長	その他市長が必要と認 める者
笹本 奏	生駒市梅寿荘地域包括支援センター	その他市長が必要と認 める者

方針と現状からグループワークの検討事項について（まとめ）

資料 2

No.	今後の方針	課題	令和 4 年度の取り組み（市）	グループワークまとめ
1	かかりつけ医対応力向上研修の周知	奈良県に問い合わせたところ、開催はしているものの、市への案内について確認ができていない。市と県の連携に問題がある。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンデマンド形式での実施</li> <li>・受講終了者への市独自の認定</li> <li>・研修内容が認知症当事者や家族への対応（支援）にフォーカスされていると良い</li> <li>・認知症認定看護師（※）の資格をもつ看護師からのレクチャー（※）認定看護師は大学に行っており取得する資格。費用が数万かかるため取得が進んでいない。</li> </ul>
2	多職種連携研修会の開催	医療介護連携をはじめ、地域包括ケアシステムの推進のために、より一層多職種連携を進める必要がある。	生駒市医療介護連携ネットワーク協議会の主催により多職種連携研修会を2月4日（土）に開催した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（研修内容について）</li> <li>・介護、障害（身体・精神）経済的困難など総合的な支援が必要なケース</li> <li>・独居や家族支援が難しいケース、地域困難事例</li> <li>・グループワークや集合研修が良い。顔つなぎになる。多職種で事例検討会。</li> <li>・認知症の人の意思決定支援、意見交換会（集合研修）</li> </ul>
3	ケアバスの活用促進	認知症ケアバスについては、多くの情報が掲載されていることから、のべつ幕なしに配布できるものではなく、当事者等への配布には、必要性や妥当性について見極めた上で配布することが必要であること踏まえ、適切な対象者により多く活用いただく必要がある。	市民の窓口となる地域包括支援センターにおいて認知症ケアバスの活用や説明について適切に行えるよう研修を検討中である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市事例を参考にする。</li> <li>・HPに掲載、介護事業所メインで配布。</li> <li>・ケアバスは配布窓口を限定する。</li> <li>・「認知症の基礎知識」は広く配布できる。（介護事業所関連、医療機関等）</li> </ul>
4	認知症初期集中支援チームの活用促進	適切な支援を行うためにその必要性について市・地域包括支援センターにおいて理解を深める必要がある。	令和 4 年度は利用実績なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要なツールではあり、間口はあけておきたい。</li> <li>・包括、居宅、事業所、医療で連携対応できることも多いが、活用のハードルを下げてはどうか。（制度そのものを知らない人もいる）</li> <li>・「初期」「集中」の本来の意味を伝えていくこと。今後市としてどう活用していくかが課題。</li> </ul>
5	認知症サポーター養成講座の展開	認知症高齢者が住みやすいまちをつくるため、住民の認知症に対する正しい理解が必要であり、今後継続して増やしていく必要がある。また、子育て世代など、認知症サポーター養成講座受講者数がない世代がある。	アルツハイマーデーに関連した啓発事業としてイオンモール奈良登美ヶ丘店において従業員、買い物客を巻き込んだ養成講座を実施（36人参加）。また、実地開催とオンライン受講を組み合わせて、市内全郵便局員を対象に養成講座を実施（186人参加）。その後各担当圏域の包括支援センターから本局及び市内10エリア局に訪問し、ヒアリングと情報交換を行った。また、生駒駅前図書室とタイアップして子供向け読み聞かせ講座を実施（12名参加）。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子育て世代」の分類が大切。（どこにターゲットを絞るか、狙うか）→「小学生の親」など分かりやすく絞る。「親子でサポーター！」などのキャッチコピー。</li> <li>・高校生、大学生などボランティアとして動きやすい世代への働きかけ</li> <li>・銀行への認知症サポーター養成講座の実施（窓口対応が変わる）</li> <li>・奈良北高校との取組が広がれば他校への刺激になるのでは。</li> <li>・若い警察官（とくに交替勤務の人）にも受講をすすめる。</li> </ul>
6	市民に向けた啓発活動（市民フォーラムの開催）	市民に向けた啓発活動について、どのように行うのが妥当かを改めて検討する必要がある。	アルツハイマーデーに関連した啓発事業としてコミュニケーションセンターにおいてライブアップを実施。 生駒駅前図書室ではパネル展示、認知機能テスト体験会を実施（6名が利用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「認知症になりにくい！」と思っているからこそ、認知症に対して重傷のイメージを持っている。→初期のイメージが持てる啓発を。</li> <li>・子どもや市民向けに「こんな症状がある」や対応のイメージを掴んでもらうために寸劇隊を組む（パターン別に）。部会主体で発足。</li> </ul>
7	認知症カフェの拡充	認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく過ごせるよう、認知症当事者やその家族が気軽に社会参加でき、時には相談する場所として認知症カフェを拡充する必要がある。（現在5カ所）	今年度新規立ち上げはなかった。 来年度以降「認知症高齢者見守り事業」を拡大展開していく中で、認知症カフェに対する支援を強化していく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目7と8はリンクしていると思う。</li> <li>・「認知症カフェ」の名称はハードルが高い。「認知症になっても"カフェ」</li> <li>・地域の若い人も含めて周知していく。（人を助けることができる）</li> <li>・専門職による認知症カフェ、サロンのリサーチをする。</li> <li>・既存の認知症カフェが実施するサロン（「準認知症カフェ」）</li> <li>・地域包括支援センターへの相談のハードルが高い</li> <li>・自治会等への啓発</li> </ul>
8	認知症支援隊養成講座の開催	認知症当事者が、地域等で活動を継続できるように支援を行う専門職以外の担い手（ボランティア）を増やしていく必要がある。	認知症支援隊養成講座を9月（3回）実施。また、2月（3回）で実施予定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校の児童生徒らに支援隊の同行支援等の体験をしてもらう。</li> <li>・認知症サポーター養成講座の中で認知症支援隊の活動紹介をする。</li> <li>・認知症カフェが赤字にならないよう支援する。</li> </ul>

令和5年度 認知症対策部会スケジュール(案)

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
計画				<p>● 第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度活動スケジュール(案)</li> <li>○ 認知症に関する研修の検討</li> <li>・他職種連携研修会</li> <li>○ かかりつけ医対応力向上研修の周知および修了医師との連携</li> </ul>		<p>● 第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ かかりつけ医対応力向上研修の周知および修了医師との連携</li> </ul>				<p>● 第3回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下のような内容で研修開催予定(案)</li> <li>・「高齢者の徘徊・行方不明等を未然に防止するための取り組みや対応方法についての意見交換」</li> </ul>		<p>● 第4回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生駒市認知症初期集中支援チームの実績報告</li> <li>○ 令和5年度の活動報告</li> </ul>	
						<p>○ 一般市民向けフォーラム開催</p>				<p>○ 多職種連携研修会</p>			

認知症に関する市民フォーラム

## 認知症予防のキは

MCI（軽度認知障がい）の  
早期発見にある。

※生駒市民以外の方もご参加いただけます。

定員200名

※申込多数の場合は  
先着順となります。

生駒市認知症対策部会（主催） × MOMOCI（協力企業）

MCI（軽度認知障害）をご存知でしょうか。認知症の前段階とされ、この状態を放置すると5年で約50%が認知症になると言われています。しかし、早い段階でMCIに気づき、適切な治療や対策を行うことができれば、認知症への移行を防止したり、症状の進行を抑制したりできる可能性があります。

本セミナーでは、認知症の専門医である成本迅教授をお招きし、MCIの基礎知識や対応についてご講演いただきます。

## 日時

令和5年

9月22日 [金]

14:00～16:00（受付13:30～）

## 講師



なるもと じん

成本迅 氏

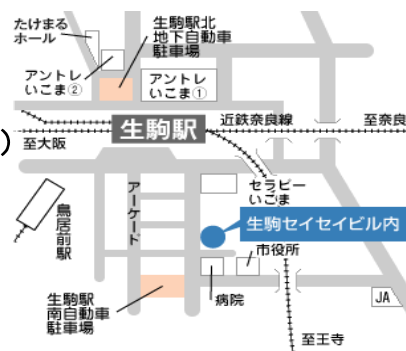
京都府立医科大学大学院  
医学研究科精神機能病態学教授  
日本老年精神医学会理事  
日本老年行動科学会理事長  
日本認知症学会代議員  
一般社団法人  
日本意思決定支援推進機構理事長

## 場所

生駒市コミュニティセンター（生駒セイセイビル内）

1階 文化ホール 生駒市元町1丁目6番12号（近鉄生駒駅より徒歩2分）

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。



## 申込方法

- ①WEBフォーム
- ②FAX
- ③生駒市地域包括ケア推進課窓口 のいずれかでお申し込みください。

QR  
コード

お問合せ 生駒市地域包括ケア推進課 0743-74-1111（内線2921）

参加お申込み票（FAX・窓口申込用）

お名前

お電話番号

生駒市役所地域包括ケア推進課宛 FAX:0743-75-4879

## かかりつけ医認知症対応力向上研修と認知症サポート医について

名称	かかりつけ医認知症対応力向上研修	認知症サポート医
役割・内容	診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診療の知識・技術や認知症の本人とその家族を支える知識と方法を習得するための研修を実施することにより、認知症サポート医との連携の下、各地域において、認知症の発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図る	かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役。他の認知症サポート医との連携体制の構築 イ 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力 ウ 都道府県・指定都市医師会を単位とした、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案及び講師
実施主体	都道府県または指定都市 ※認知症サポート医の協力の下に行う	都道府県または指定都市 ※独立行政法人国立長寿医療研究センター（愛知県大府市）に委託
研修対象	診療科名を問わず、各都道府県及び指定都市管内で勤務（開業を含む）する医師とする。	実施主体の長が、都道府県・指定都市医師会と相談の上、下記のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師 ア 地域において認知症の診療(早期発見等)に携わっている医師 イ 「(2) 認知症サポート医の役割」を適切に担える医師
参加費用	なし	50,000円（テキスト代含む）
年間開催回数 （奈良県）	1回	6回
人数	延べ受講者数1,948人（R4年度度未現在） 市内受講者数 R4年度：6人 R3年度：1人	県内 60人 市内3人（R5.3末時点）
目標（国）	9.0万人／2025年（令和7年）	1.6万人／2025年（令和7年）

※平成25年「認知症対策等総合支援事業の実施について」及び認知症施策推進大綱より抜粋

## 認知症にかかるとなる研修一覧

名称	講座等日数		研修目的	研修対象者
	開催回数	回数		
① かかりつけ医認知症対応力向上研修	約2時間	年1回	適切な認知症診断の知識・技術や認知症の本人とその家族を支える知識と方法を習得する。 認知症サポート医との連携の下、各地域において、認知症発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図る。	奈良県内に勤務する医師（診療科を問わない）
② 認知症サポート医養成研修	年6回		認知症の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言・支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる。各地域において、認知症発症初期から状況に応じた認知症の人への支援体制の構築を図る。	地域において認知症の診療に携わっており、かつ認知症サポート医の役割を適切に担える医師
③ 認知症サポート医フォローアップ研修	約2時間	年1回	認知症サポート医を対象に、認知症の診断・治療・ケア等に関する症例検討やグループ討議を通じて、地域における認知症サポート医等の連携強化を図る。	認知症サポート医養成研修修了者
④ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	約3時間	年2回	認知症にかかるとなる基礎的知識、医療と介護の連携、認知症ケアの原則等に関する知識の修得を図る。	奈良県内の病院勤務の医師、看護師等の医療従事者
⑤ 歯科医師認知症対応力向上研修	約2時間	年1回	認知症の早期診断・治療・支援に繋がるとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理指導等ができるように知識の習得を図る。	奈良県内にて勤務する歯科医師
⑥ 薬剤師認知症対応力向上研修	約3.5時間	年1回	認知症の早期診断・治療・支援に繋がるとともに、その後も認知症の人の状況に応じた服薬指導等ができるように知識の習得を図る。	奈良県内にて勤務する薬剤師
⑦ 看護職員認知症対応力向上研修	3日間	年1回	認知症の行動・心理症状や身体合併症等の適切な対応や退院時の繋ぎ方等認知症の人への対応力の向上を図る。	病院内で指導的役割を担っている看護職員
⑧ 病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修	約3時間	年2回	認知症にかかるとなる基礎的知識、医療と介護の連携、認知症ケアの原則等に関する知識の修得を図る。	奈良県内の病院勤務以外（診療所、訪問看護ステーション、介護事業所等）の看護師、歯科衛生士等の医療従事者

## 多職種連携研修（案）について

(1)構成 講話＋事例検討

(2)内容

- ①地域移行支援を通じた精神に障害を抱えた人達の理解について
- ②長期入院患者の在宅伴走支援を通じて理解する地域移行支援の意義（脱長期入院）
- ③精神障害のある方の高齢福祉制度との連携について（65歳問題）
- ④繋がる支援から多職種協働へ



## 令和5年度「認知症の日」に関連した啓発について(案)

令和5年6月に成立した認知症基本法で、9月21日を「認知症の日」、同月1日から30日までを「認知症月間」とすることが明記されている。前年度までは9月21日の世界アルツハイマーデーを中心とした啓発事業を展開してきたが、法案の成立を受けて、今年度からは「認知症の日」という呼称を用いることとする。

啓発事業は、生駒市地域包括ケア推進課と認知症地域支援推進員、地域包括支援センターで協力して実施する。

## (1) 認知症に関する市民フォーラム

生駒市認知症対策部会主催、協力企業(株)MOMOCI(協創対話)

日程:9月22日(金)14:00~15:30 コミセン1階文化ホール

京都府立医科大学 成本迅教授

テーマ:認知症予防のカギはMCI(軽度認知障がい)の早期発見にある。

## (2) 専門店スタッフ向けサポーター養成講座・買い物客向け啓発

日程:9月14日(木)、9月17日(日)

協働事業/イオンモール奈良登美ヶ丘※「イオン登美ヶ丘店」はイオンリテール系列で、イオンモール奈良登美ヶ丘とは別会社、別系列であるため記載注意すること。

## &lt;3階ならとみコート&gt;

## ① 専門店スタッフ、一般客向け公開認知症サポーター養成講座

10:30~、13:00~、15:00~

## ② ロバ隊長マスコット作成ブース(素材は奈良北高校の生徒が作成)



## ③ 認知症 VR 体験会

## ④ 認知症地域支援推進員による相談ブースの設置(未確定)

※奈良北高校の生徒にもボランティアや参加依頼(要検討)

③④は7/25の推進員会議で検討

<1階スターバックス側入り口>

日程：9月1日～22日までパネル展示



(3) 生駒駅前図書室での展示 ※市内連携／駅前図書

日程：9月1日～22日まで啓発展示

・同期間での貸し出し図書の特集(これから相談)

⇒市内図書館については常設でコーナーがあるため、駅前図書室のみ

※現役世代など、これまで刺さっていなかった層への啓発ができる内容を検討



(4) ベルステージでのオープン認知症カフェ

日程：9月9日(土)

① オープンカフェを設置(未確定)

② ロバ隊長マスコット作成ブース

③ 認知症地域支援推進員による相談ブースの設置(未確定)

※詳細は7/25推進員会議で検討

## 令和五年法律第六十五号

## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 認知症施策推進基本計画等（第十一条—第十三条）
- 第三章 基本的施策（第十四条—第二十五条）
- 第四章 認知症施策推進本部（第二十六条—第三十七条）
- 附則

## 第一章 総則

## （目的）

**第一条** この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者（以下「認知症の人」という。）が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的とする。

## （定義）

**第二条** この法律において「認知症」とは、アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。

## （基本理念）

**第三条** 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- 二 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- 三 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。
- 四 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。

五 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。

六 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。

七 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

### **（国の責務）**

**第四条** 国は、前条の基本理念にのっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

### **（地方公共団体の責務）**

**第五条** 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

### **（保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の責務）**

**第六条** 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者は、国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

### **（日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者の責務）**

**第七条** 公共交通事業者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第五号の公共交通事業者等をいう。）、金融機関、小売業者その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者（前条に規定する者を除く。第二十三条において同じ。）は、国及び地方公共団体が実施する認知症施策に協力するとともに、そのサービスを提供するに当たっては、その事業の遂行に支障のない範囲内において、認知症の人に対し必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

### **（国民の責務）**

**第八条** 国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### **（認知症の日及び認知症月間）**

**第九条** 国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため、認知症の日及び認知症月間を設ける。

2 認知症の日は九月二十一日とし、認知症月間は同月一日から同月三十日までとする。

- 3 国及び地方公共団体は、認知症の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとするとともに、認知症月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

#### **(法制上の措置等)**

**第十条** 政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

### **第二章 認知症施策推進基本計画等**

#### **(認知症施策推進基本計画)**

**第十一条** 政府は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進基本計画（以下この章及び第二十七条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、認知症に関する状況の変化を勘案し、及び認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### **(都道府県認知症施策推進計画)**

**第十二条** 都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画（以下この条及び次条第一項において「都道府県計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、都道府県計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならない。
- 4 都道府県は、都道府県計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、適時に、都道府県計画に基づいて実施する施策の実施状況の評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。

- 6 都道府県は、当該都道府県における認知症に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県における認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。
- 7 第三項の規定は第五項の評価の結果の取りまとめを行おうとする場合について、第三項及び第四項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する。

#### **(市町村認知症施策推進計画)**

- 第十三条** 市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）は、基本計画（都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画（次項及び第三項において「市町村計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
  - 3 前条第三項から第七項までの規定は、市町村計画について準用する。

### **第三章 基本的施策**

#### **(認知症の人に関する国民の理解の増進等)**

- 第十四条** 国及び地方公共団体は、国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進、認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進)**

- 第十五条** 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域づくりの推進を図るため、移動のための交通手段の確保、交通の安全の確保、地域において認知症の人を見守るための体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、認知症の人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、国、地方公共団体、事業者及び民間団体等の密接な連携の下に、認知症の人にとって利用しやすい製品及びサービスの開発及び普及の促進、事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定、民間における自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(認知症の人の社会参加の機会の確保等)**

- 第十六条** 国及び地方公共団体は、認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の人が自らの認知症に係る経験等を共有することができる機会の確保、認知症の人の社会参加の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、若年性認知症の人（六十五歳未満で認知症となった者をいう。以下この項において同じ。）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資するよう、事業主に対する若年性認知症の人のその他の認知症の人の就労に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **（認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護）**

**第十七条** 国及び地方公共団体は、認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るため、認知症の人の意思決定の適切な支援に関する指針の策定、認知症の人に対する分かりやすい形での情報提供の促進、消費生活における被害を防止するための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **（保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等）**

**第十八条** 国及び地方公共団体は、認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、認知症に係る専門的な医療又は認知症の人の心身の状況に応じた良質かつ適切な認知症の人に対する医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第一項に規定する地域包括ケアシステムを構築することを通じ、保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、認知症の人の保健、医療又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する人材の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **（相談体制の整備等）**

**第十九条** 国及び地方公共団体は、関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に、認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため必要な体制の整備を図るものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、認知症の人又は家族等が孤立することのないよう、認知症の人又は家族等が互いに支え合うために交流する活動に対する支援、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **（研究等の推進等）**

**第二十条** 国及び地方公共団体は、認知症の本態解明、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法その他の事項についての基礎研究及び臨床研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することが

できる社会環境の整備その他の事項についての調査研究及び検証並びにその成果の活用のために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国は、共生社会の実現に資する研究等の基盤を構築するため、官民の連携を図るとともに、全国的な規模の追跡調査の実施の推進、治験の迅速かつ容易な実施のための環境の整備、当該研究等への認知症の人及び家族等の参加の促進、当該研究等の成果の実用化のための環境の整備、当該研究等に係る情報の蓄積、管理及び活用のための基盤の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(認知症の予防等)**

**第二十一条** 国及び地方公共団体は、希望する者が科学的知見に基づく適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことができるよう、予防に関する啓発及び知識の普及並びに地域における活動の推進、予防に係る情報の収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、認知症及び軽度の認知機能の障害の早期発見、早期診断及び早期対応を推進するため、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(認知症施策の策定に必要な調査の実施)**

**第二十二条** 国は、認知症施策を適正に策定し、実施し、及び評価するため、必要な調査の実施及び当該調査に必要な体制の整備を図るものとする。

#### **(多様な主体の連携)**

**第二十三条** 国は、国、地方公共団体、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者等の多様な主体が相互に連携して認知症施策に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### **(地方公共団体に対する支援)**

**第二十四条** 国は、地方公共団体が実施する認知症施策を支援するため、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

#### **(国際協力)**

**第二十五条** 国は、認知症施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるものとする。

### **第四章 認知症施策推進本部**

#### **(設置)**

**第二十六条** 認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、認知症施策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

#### **(所掌事務)**

**第二十七条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。



- 二 関係行政機関が基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、認知症施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、認知症施策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
  - 一 基本計画の案を作成しようとするとき。
  - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、基本計画の変更の案の作成について準用する。

#### **（組織）**

**第二十八条** 本部は、認知症施策推進本部長、認知症施策推進副本部長及び認知症施策推進本部員をもって組織する。

#### **（認知症施策推進本部長）**

**第二十九条** 本部の長は、認知症施策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

#### **（認知症施策推進副本部長）**

**第三十条** 本部に、認知症施策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第二十四条第一項に規定する健康・医療戦略担当大臣及び厚生労働大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

#### **（認知症施策推進本部員）**

**第三十一条** 本部に、認知症施策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

- 2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

#### **（資料の提出その他の協力）**

**第三十二条** 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### **（認知症施策推進関係者会議）**

**第三十三条** 本部に、第二十七条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、認知症施策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

**第三十四条** 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

- 2 関係者会議の委員は、認知症の人及び家族等、認知症の人の保健、医療又は福祉の業務に従事する者その他関係者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

**（事務）**

**第三十五条** 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

**（主任の大臣）**

**第三十六条** 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

**（政令への委任）**

**第三十七条** この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則**

**（施行期日）**

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**（検討）**

- 2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 前項に定める事項のほか、国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。